

令和 2 年 11 月 20 日
独立行政法人 国際協力機構
情報システム室

民間競争入札実施事業
「(独) 国際協力機構 コンピュータシステム運用等業務」
の次期事業開始時期の変更について

1 現行事業の概要

独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）のネットワーク等を除く主要な情報システム基盤の運用等事業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を経て契約相手方を選定し、以下の内容の通り、平成 28 年から「コンピュータシステム運用等業務」（以下「本業務」という。）を実施している。

(1) 本業務の内容

本業務は、以下により構成されている。

- サービス利用環境提供業務（基盤系サービス、ハウジングサービス（基幹業務系））
- サービス利用計画業務（サービスデザイン（運用開始前業務））
- サービス利用支援業務（サービスオペレーション、サービス関連調査・提言、IT コンシェルジュサービス、情報共有基盤運用保守・管理サービス、BCP 発動時に備えたバックアップデータセンターの運用、TV 会議システムの運用・保守サービス）、
- サービス運用管理業務（サービス管理（インシデント管理）、問題管理、変更管理、リリース管理、構成管理、資産管理、ソフトウェア管理、セキュリティ管理、ドキュメント管理、全体管理、セルフモニタリング）

(2) 契約期間

- コンピュータシステム運用等業務（設計・準備フェーズ）
平成 28 年 2 月 3 日から平成 29 年 7 月 24 日まで
- コンピュータシステム運用等業務（運用フェーズ）
平成 29 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

(3) 受託事業者：アクセンチュア株式会社

2 次期事業開始時期の変更経緯

次期事業開始時期について、「公共サービス改革基本方針別表」では、現行契約との引継期間も鑑み令和 3 年 6 月から 6 年としている。

他方、官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会での審議に向けて次期事業の実施要項（案）の準備を進めていたところ、以下に示す外部状況等の変更により、次期事業開始時期を 1 年半程度延期し、「令和 5 年 2 月」から開始することとした。

- 北中南米、アフリカ、南アジア地域等当機構の在外拠点（約 100 所）がある途上国でコロナウィルスが拡大しており、その終息に相当の時間を要することが見込まれている。本部・国内拠点も含めたコロナウィルス感染拡大下及

びポストコロナにおける「働き方改革」も考慮した業務のあり方（在宅勤務の拡大を含む）について、現在当機構内で検討が続いており、次期 IT 基盤はそれらの方針等に沿った形で構築される必要があるため。

- 日本政府のクラウド・バイ・デフォルト原則に沿って当機構でも次期 IT 基盤のクラウド化を検討しているが、上述の通り国内外のコロナウイルス拡大等に伴い、多くの職員等が在宅勤務を行っている。よって喫緊の課題である現行 IT 基盤を活用した、情報セキュリティが確保された状況で円滑に在宅勤務を継続するための情報システム及びツールの構築・拡大に集中するため、次期 IT 基盤の検討を一旦、中断し、一部の IT 基盤のクラウド化を先行的に進めている。それらの取組が完了し、同取組の結果も考慮して次期 IT 基盤について検討する必要がある。
- 加えて、次期 IT 基盤の検討を支援するコンサルタントの備上に時間を要したことも一因として挙げられる。

3 次期事業までの方針

本業務の契約終了時から次期事業開始予定までの期間の運用については、運用業務の質の確実な確保等を考慮し、本業務受託事業者との契約変更を行い、次期事業受託事業者との引継期間も考慮し履行期限を約 1 年 6 ヶ月延長し、継続して運用を委託する。

4 今後のスケジュール(案)

<当初予定>

令和 2 年 9 月 入札監理小委員会
令和 2 年 10 月 パブリックコメント実施
令和 2 年 12 月 官民競争入札等監理委員会
令和 2 年 12 月 入札公告
令和 3 年 3 月 落札者決定・契約
令和 3 年 6 月 次期事業開始

<変更後の予定>

令和 3 年 12 月 入札監理小委員会
令和 4 年 1 月 パブリックコメント実施
令和 4 年 4 月 官民競争入札等監理委員会
令和 4 年 5 月 入札公告
令和 5 年 1 月 落札者決定・契約
令和 5 年 2 月 次期事業開始

以 上